

議案第 33 号

安中市営すみれヶ丘霊園条例の一部を改正する条例について

安中市営すみれヶ丘霊園条例を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市営すみれヶ丘霊園条例の一部を改正する条例

安中市営すみれヶ丘霊園条例（令和5年安中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「であって、親族の焼骨を有しているもの」を削る。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。